

市外在住学生の鶴岡への就職活動を応援します！

鶴岡市U・Iターン就職活動 交通費等支援事業補助金

鶴岡市外在住の大学生等が
就職活動をするための **交通費**や**宿泊費** の
半額（最大**3万円**）を補助します

改正点①居住地（出発地）ごとの上限額の区別がなくなりました。

②市内事業所を対象としたものであれば、市外での就職活動も補助対象となります。

補助金申請までのながれ

就職活動の前に

「令和5年度鶴岡市U・Iターン就職活動交通費等支援事業補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）」と「令和5年度鶴岡市U・Iターン就職活動交通費等支援事業補助金就職活動証明書（様式第2号）」をダウンロード又は印刷しておきます。

訪問先や会場で

「令和5年度鶴岡市U・Iターン就職活動交通費等支援事業補助金就職活動証明書」を訪問先の担当者に渡し、証明欄に記載してもらいます。

就職活動後

補助金交付申請手続に**必要な書類**が揃っているか、補助対象外となる経費がないか確認します。

- (1) 令和5年度鶴岡市U・Iターン就職活動交通費等支援事業補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）
- (2) 令和5年度鶴岡市U・Iターン就職活動交通費等支援事業補助金就職活動証明書（様式第2号）
- (3) 申請者が支出した交通費と宿泊費の支払を証明できる書類（領収書やクレジットカードの明細などの**写し**）
- (4) 学生証又は在学証明書の**写し**
- (5) 通帳の見開き部分など、補助金振込先の口座が確認できるものの**写し**

補助金申請

補助金交付申請書兼請求書と就職活動証明書、その他添付書類を鶴岡市役所商工課に**郵送**などで提出します。**令和6年3月31日**までに申請手続を終えてください。

審査後、交付決定通知を送付し、指定の口座に補助金を支払います

【書類提出・お問合せ先】

鶴岡市役所 商工観光部 商工課

〒997-8601 鶴岡市馬場町9-25 TEL：0235-25-2111（内線544）

E-mail：shoko@city.tsuruoka.yamagata.jp

鶴岡 就活 UIターン

検索

【補助事業概要】

- ◎ 補助対象経費は、**鶴岡市外在住の大学生等※1**が、鶴岡市内の事業所を対象に**就職活動※2**を行うため、居住地と就職活動の目的地との往復に支払った**交通費※3**と**宿泊費※4**です。
- ◎ **令和5年4月1日～令和6年3月31日**の期間に、居住地と目的地との往復、就職活動、経費の支払いを終えていることが必要です。
- ◎ 対象経費（から企業などから受けた補助を差引いた後の額）に補助率 $1/2$ をかけ（100円未満を切捨て）た金額（上限3万円）を補助金として交付します。
- ◎ 補助金を申請できるのは**1人につき1回**（居住地を出発し、目的地で就職活動を終えてから居住地に戻るまでの1往復）で、**申請期限は令和6年3月31日**です。
- ※1…大学、大学院、高等専門学校、短期大学、専修学校、職業能力開発校、職業開発短期大学校、職業能力開発大学校に在籍する学生
- ※2…**市内の事業所**が実施する企業説明会、企業見学会、適性検査、筆記試験、面接、インターンシップ等。自治体等が実施する合同企業説明会等 **×公務員採用に係るもの、教育実習は対象外**
- ※3…バスや飛行機、電車等**公共交通機関**を利用した料金 **×タクシーや自家用車は対象外**
- ※4…宿泊施設の宿泊料金（ただし、**食事料金を除く**）

【主なQ&A】

- Q1 市外に居住する大学生が住民票を鶴岡においたままの場合も補助対象になるか？
A1 鶴岡市外に生活の本拠があれば、住民票が鶴岡市にあっても補助対象になります。その場合、申請書に記載する住所は現在の居住地としてください。
- Q2 居住地から目的地までの往復はどのような経路でもいいのか？
A2 最短経路に限定しませんが、目的に沿った適切な経路を選択してください。別件のために遠回りした場合などは、遠回りをしなかった片道分のみ申請することも可能です。
- Q3 夏と冬の2回インターンシップで鶴岡に行った場合、2回分を合わせて申請できるか？
A3 補助対象となるのは**1回（1往復）分**です。どちらか1回分の費用について申請してください。
- Q4 不採用となった場合の就職活動も対象となるか？
A4 申請に必要な条件を満たしている場合は、面接の結果にかかわらず対象となります。
- Q5 公務員試験を受ける場合も補助対象となるか？
A5 公務員試験（国、県、市町村）を受ける場合は対象となりません。また、行政機関を対象とするインターンシップに参加する場合も対象となりません。
- Q6 内定式や内定者説明会などに参加する場合も対象になるか？
A6 内定を受けた後に関するものはこの補助金の対象とする「就職活動」になりません。
- Q7 交通費や宿泊費の支払いを証明できる書類とは？親名義のクレジットカードでの支払いは対象か？
A7 次のようなものは証明書類となります。また、申請者本人が支出した経費が対象です。クレジットカードも本人名義であることが必要です。
- ・切符の購入や宿泊費の支払いをした際の領収書、クレジットカードの明細
 - ・降車時駅で無効印を押した切符（降車時切符を手元に残せない場合、乗車前の切符の写しも可）
 - ・ICカード（Suica、Pasmo など）の利用履歴を印刷したもの
- Q8 経費領収書を紛失したが、申請できるか？
A8 支出金額を証明できない支出は補助対象となりません。領収書等は大切に保管してください。
- Q9 会社から就職活動証明書をもらわないでしまったが、申請できるか？
A9 就職活動証明書は必ず必要です。会社の担当者の方に連絡し、証明書の作成を依頼してください。

様式ダウンロードなど、詳しくは鶴岡市のHPをご覧ください。

